

男鹿市告示第 4 4 号

男鹿市 1 か月児健康診査費助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市 1 か月児健康診査費助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、1 か月児健康診査（以下「1 か月児健診」という。）に係る費用の一部を助成することにより、乳児の疾病の早期発見、早期治療及び健康増進を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、男鹿市 1 か月児健康診査費助成金（以下「助成金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 4 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日以降に生まれた乳児を養育する者
- (2) 乳児、養育者共に、1 か月児健診実施日と申請日において本市の住民基本台帳に登録されている者
- (3) 他の自治体から 1 か月児健診の助成に関して助成を受けていない者

(助成の対象となる健康診査)

第 3 条 助成の対象となる 1 か月児健診の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体発育状況
- (2) 栄養状態

- (3) 身体の異常の早期発見
- (4) こどもの健康状態や育児の相談等
(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1か月児健診に要した費用のうち自己負担分とし、乳児一人につき4,000円を上限とし、保険診療分を除く。

- 2 助成の回数は、乳児一人につき1回とする。
(助成金の請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、1か月児健診を受けた日の翌日から起算して6月以内又は1か月児健診を受けた日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、男鹿市1か月児健康診査費助成金申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請する。

- (1) 医療機関により記載を受けた健診票（様式第2号）
- (2) 1か月児健診に持参した問診表（様式第3号）
- (3) 健診票に掲げる1か月児健診項目に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、その申請内容が適当であると認めた場合は、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が、虚偽その他の不正手段により交付を受けたことが明らかになったときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。